平成２３年（フ）第５０７号
福岡市城南区七隈１丁目７番15号
債務者　畑井桂司郎（旧姓新名）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２５号
福岡市中央区清川２丁目１番29―1008号
債務者　是永　秀野
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６９号
福岡市城南区片江１丁目15番27―205号
債務者　緒方美佑紀
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１９号
福岡市中央区小笹１丁目22番36―303号
債務者　溝田　一敏
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２３号
福岡市東区城浜団地48番102号
債務者　待鳥　奈美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２４号
福岡市中央区渡辺通５丁目９番２―805号
債務者　長手　　進
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４３号
福岡市博多区東那珂１丁目12番20―205号
債務者　岡城智惠子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４８号
福岡県太宰府市青山１丁目33番１号
債務者　倉冨　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６７２号
福岡県古賀市今の庄１丁目12番８号
債務者　木原　厚子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６９６号
福岡県糸島市南風台４丁目10番７号
債務者　竹之内浩一
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３７号
福岡市南区屋形原４丁目７番28―603号
債務者　吉鶴　正人
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７６２号
福岡県太宰府市大字吉松19番地21
債務者　野元　辰司
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４号
福岡県久留米市国分町216番地１
債務者　ワークシステムこと　中嶋　　博
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８２号
福岡県久留米市諏訪野町2378番地32
債務者　古川　美和
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６号
福岡県大川市大字坂井647番地１
債務者　清松すま子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
長野県安曇野市豊科南穂高3046番地１
債務者　小松真佐美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１０６号
長崎県長崎市川平町701番地３　コンフォート川平102号、旧住所長崎県長崎市泉２丁目23番５―304号
債務者　菅　千恵子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地30
ファミーユ南長崎２番館304号
債務者　田川　博文
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係